

藤沢市公共工事等総合評価競争入札
試行ガイドライン

藤 沢 市

2024年(令和6年)4月改正

藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行ガイドラインの運用について

藤沢市では、2007年(平成19年)10月にこの試行ガイドラインを策定して以来、平成19年度中に簡易型の試行入札を1件実施して、落札者決定基準の決定、入札説明会、参加者募集、技術資料の審査、落札者の決定及び履行状況の確認を行って、入札から契約までの手続き及び着工からしゅん工検査までの各過程における課題等についての検証を行いました。

また、2008年(平成20年)3月には地方自治法施行令が一部改正され、学識経験者からの意見聴取に関する手続き等が一部簡素化されました。

つきましては、説明会における参加者からの要望等を考慮した上で試行入札の検証結果を反映させ、一層の事務軽減及び効率化を図り、より公平性・透明性を高め、地域の特定施策に寄与することを目的として、試行ガイドラインの見直しを行っております。

令和6年度についても藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行ガイドラインの運用を更に見直し検証を重ね、藤沢市の地域情勢と社会状況に見合ったガイドラインの策定を行って参ります。

2024年(令和6年)4月 藤沢市

目 次

1	はじめに	1
2	総合評価競争入札の概要	1
3	総合評価競争入札の基本的事項	2
	(1) 総合評価の種類	
	(2) 技術的要素の評価	
	(3) 評価項目の内容及び配点	
	【総合評価競争入札の評価項目及び配点基準】	3
	(4) 落札候補者の決定方法	4
	(5) 特定建設業工事共同企業体として参加する場合の評価	4
4	総合評価競争入札の手続きの流れ	6
5	総合評価審査委員会等	7
	(1) 審査委員会の組織等	
	(2) 学識経験者からの意見聴取	
6	技術的要素の担保	7
	(1) 契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合	
	(2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が困難である場合	
	(3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が可能な場合	
7	総合評価競争入札に関わる事項の公表	8
	(1) 入札公告により明示するもの	
	(2) 落札結果とともに公表するもの	
8	関係資料	8
9	試行に係る主な見直し経過等	9

1 はじめに

2005年(平成17年)4月1日に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)の基本理念では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされています。

また、この品確法に基づいて同年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(以下「基本方針」という。)には、「発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優越等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。」と示されました。

平成23年8月9日の閣議決定において、総合評価落札方式の適切な活用等の中では、発注者及び競争入札参加者の事務負担の軽減を講じるよう示されています。

藤沢市(以下「本市」という。)では、このような品確法及び基本方針を踏まえて、地方自治法施行令第167条の10の2第1項により、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。」と規定された入札方式(以下「総合評価競争入札」という。)を試行し、本年においても地域及び工事の特性にあった技術提案の策定、事務にかかる負担軽減の方法を検証するものです。

このガイドラインは、本市における総合評価競争入札に関する基本的な事項を示し、本市における入札方式を試行するものです。

2 総合評価競争入札の概要

総合評価競争入札とは、「価格」に加え「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とするにより、「価格と品質が総合的に優れた調達」を行う新しい落札方式の入札です。

なお、「技術的要素」については、性能その他に関する技術提案、施工計画、同種工事の施工実績及び社会性・信頼性等の技術資料をあらかじめ設定した「落札者決定基準」に基づいて評価します。

この総合評価競争入札は、標準的な設計施工方法に基づいて最も安い価格で入札した者を落札者としてきた従来の入札方式(価格競争自動落札方式)とは異なり、工事の施工に必要な優れた技術力を有する者が落札者となりやすく、工事品質の一層の向上や企業の技術開発の促進による技術と経営に優れた健全な建設業の育成が図られる入札方式です。

なお、工事に準ずる委託業務については、工事に準じた品質を求めることから、本ガイドラインを準用し、総合評価競争入札の試行を行う場合があります。

3 総合評価競争入札の基本的事項

(1) 総合評価の種類

本市の総合評価競争入札は、当該工事の規模や難易度(技術的な工夫の余地)に応じて、次に掲げる種類から選択して執行します。

①「特別簡易型」

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事を対象として、同種工事の施工実績や工事成績等を評価項目とするものです。

②「簡易型」

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象として、適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するために、簡易な施工計画の技術的所見のほか、同種工事の施工実績や工事成績等を評価項目とするものです。

③「標準型」

技術的な工夫の余地が大きく、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事に適用するものです。

(2) 技術的要素の評価

総合評価競争入札における技術的要素については、総合評価の種類に応じて、次に掲げる評価種別に分類し、それぞれに係る評価項目を本市が個々の工事ごとに選択して評価します。

①「企業の技術力」

技術提案、施工計画及び同種工事の施工実績等に関する内容を評価項目とし、発注仕様(設計図書)に基づいて、適切かつ確実に施工する能力及び施工上の工夫に関する技術力について評価するものです。

②「企業の社会性・信頼性」

地域社会への貢献に関する内容を評価項目とすることにより、工事を円滑に実施する能力を評価するものです。

(3) 評価項目の内容及び配点

総合評価の種類に応じた評価項目の内容及び配点の考え方については、次表の「総合評価競争入札の評価項目及び配点基準」に掲げる内容のとおりとし、本市が個々の工事ごとに評価項目及び配点を落札者決定基準として定めます。

【総合評価競争入札の評価項目及び配点基準】

技術的要素 (評価種別)		評価項目	総合評価の種類					
			特別簡易型	配点	簡易型	配点	標準型	配点
企 業 の 技 術 力	技術提案	総合的なコストの縮減に関する技術提案					必須 (1項目以上))	5 ~ 20
		工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案						
		社会的要請への対応に関する技術提案						
	技術提案に係る 施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性					必須	5
	簡易な 施工計画	工事目的物や材料等の品質管理等に係る技術的所見			必須 (1項目以上))	3 ~ 15		
		発注者が指定する施工上の課題に係る技術的所見						
		施工上配慮すべき安全対策等に係る事項						
		工程管理に係る技術的所見						
	企業の技 術的能力	過去5年間の同種工事の施工実績	必須	2	必須	2	必須	1~4
		過去3年間に検査完了した同種工事の成績の平均評定	必須	4	必須	4	必須	1~4
過去5年間及び本年度の優良建設工事表彰の受賞実績		必須	2	必須	2	必須	1~4	
ISO9001の認証取得		選択	1	選択	1	選択	1	
配置予定 技術者の 技術的能力	過去5年間の同種工事の施工経験	必須	4	必須	4	必須	1~4	
	取得資格	選択	2	選択	2	選択	1~2	
	配置予定技術者の工事成績最高評点	必須	4	必須	4	必須	1~4	
積算上の 品質確保	調査基準価格以上の積算	選択	1~4	選択	1~4	選択	1~4	
企業の社会 性・信頼性	災害時等の地域貢献 (災害協定・作業実績等)	選択	1~2	選択	1~2	選択	1~2	
	建設業労働災害防止協会への加入状況	選択	1	選択	1	選択	1	
	特定施策への取組状況 例: ISO14001、EA21の認証取得 障がい者雇用状況 高齢者継続雇用制度の状況 (平成24年法改正に対応していること) 全国健康保険協会管掌健康保険もしくは組合管掌健康保険への加入実績 厚生年金保険への加入実績 30才未満の技術者採用実績、30才未満の技術者育成実績 建設会社における災害時の事業継続力認定取得 協力雇用主制度の登録 交通安全推進団体等への加入状況 女性技術者採用実績、女性技術者育成実績 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出実績 藤沢市消防団協力事業所表示制度への登録	選択	1~2	選択	1~4	選択	1~6	
加算点の合計(満点の範囲)			16~28		19~45		14~61	

(4) 落札候補者の決定方法

本市における総合評価の方法は、「標準点(100点)」と技術的要素の評価による「加算点」の合計(「技術評価点」)を「入札価格」で除した後、100万を乗じて得た数値(「評価値」)の最も高い者を落札候補者とする「除算方式」とします。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて評価値を算出します。なお、契約は入札価格に消費税等を加算した価格で行います。

(ア)入札価格 ≥ 調査基準価格 の場合

$$\begin{aligned}\text{「評価値」} &= \text{「技術評価点」} \div \text{「入札価格」} \times 1,000,000 \\ &= (\text{「標準点」} + \text{「加算点」}) \div \text{「入札価格」} \times 1,000,000\end{aligned}$$

(イ)調査基準価格 > 入札価格 ≥ 失格基準価格の場合

$$\begin{aligned}\text{「評価値」} &= \text{「技術評価点」} \div \text{「調査基準価格」} \times 1,000,000 \\ &= (\text{「標準点」} + \text{「加算点」}) \div \text{「調査基準価格」} \times 1,000,000\end{aligned}$$

ただし、特に必要と認める工事については、入札価格にかかわらず、上記(ア)によるものとします。この場合は、当該工事の入札の公告において明示するものとします。

また、落札候補者の決定に当たっては、次に掲げる事項を適用します。

- ① 「標準点」は、100点とします。
- ② 「入札価格」は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とします。
- ③ 「評価値」は、小数点第4位までを有効桁数とし、第5位以下を切り捨てます。
- ④ 「入札価格」が「予定価格」の制限の範囲を超えた場合は評価を行いません。
- ⑤ 技術資料の内容が不適切である場合や欠格要件に該当する場合は失格とし、評価を行いません。また、不備や不足が有る場合は、当該項目の評価を行いません。
- ⑥ 設計金額にかかわらず、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」を準用して、「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設けて「藤沢市低入札価格調査委員会」において、当該工事の内容に適合した履行がされないおそれがないか調査を行います。この調査によっては、「評価値」の最も高い者であっても、「入札価格」が「調査基準価格」に満たない場合、落札候補者とならない場合があります。
- ⑦ 「評価値」の最も高い者が複数の場合は、「くじ」により落札候補者を決定します。
なお、「くじ」の方法はその都度決定します。

(5) 特定建設業工事共同企業体として参加する場合の評価

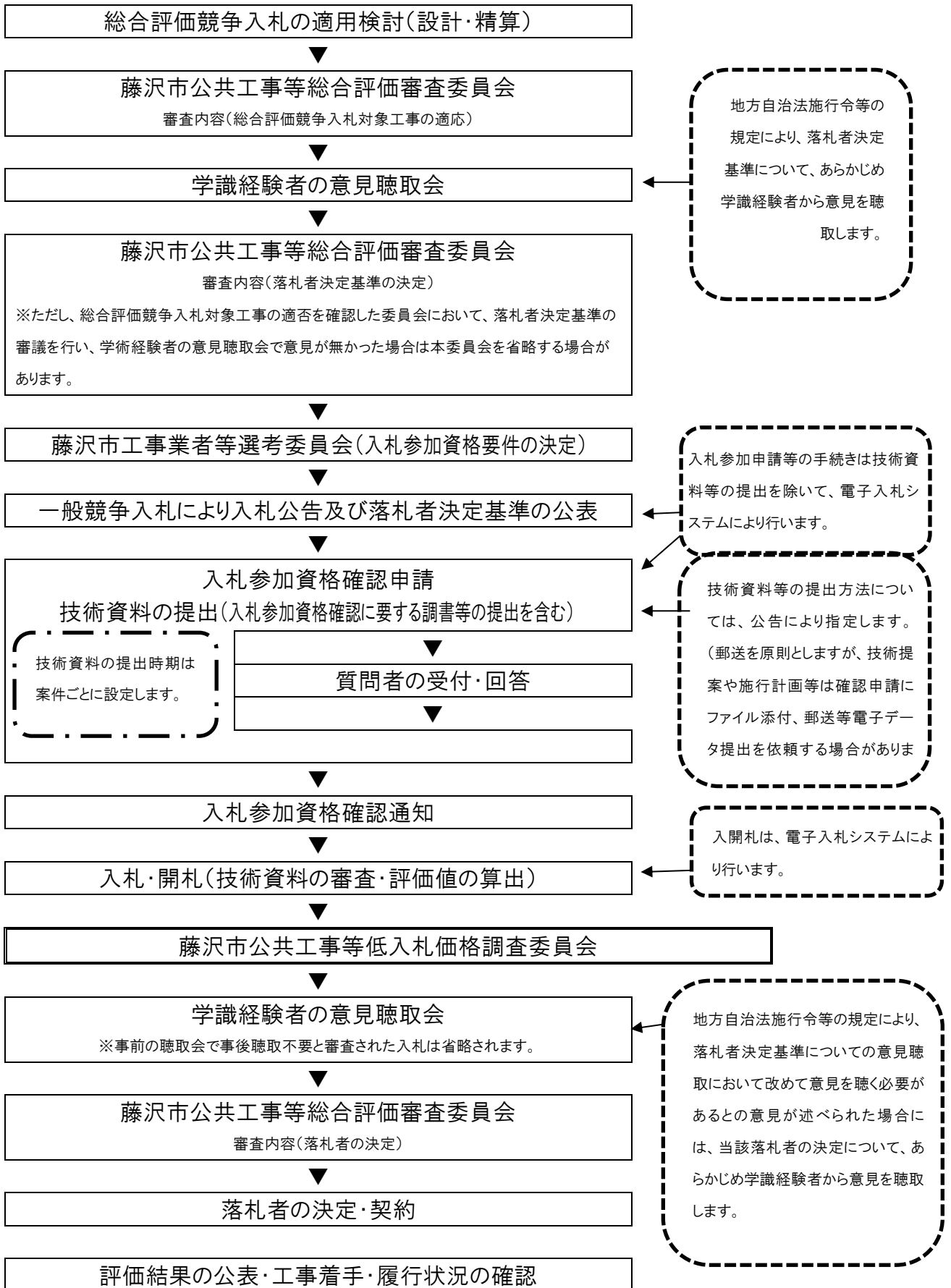
総合評価競争入札に特定建設業工事共同企業体で参加する場合の評価対象については、次表の「特定建設業工事共同企業体の評価対象一覧」のとおりとします。

【特定建設業工事共同企業体の評価対象一覧】

技術的要素 (評価種別)	評価項目	評価対象
企業の技術 的能力	過去5年間の同種工 事の施工実績	全ての構成員を評価する。
	過去3年間に検査完了した 同種工事の成績の平均評 定	全ての構成員を評価する。
	過去5年間及び本年度の優 良建設工事表彰の受賞実 績	全ての構成員を評価する。
	ISO9001の認証取得	全ての構成員を評価する。
配置予定技 術者の技術 的能力	過去5年間の同種工事の施 工経験	全ての構成員の配置予定技術者を評価する。
	取得資格	全ての構成員の配置予定技術者を評価する。
	配置予定技術者の工事成 績最高評点	全ての構成員の配置予定技術者を評価する。
企業の社会 性・信頼性	災害時等の地域貢献 (災害協定・作業実績等)	代表構成員及び他の構成員のうち、いずれかに 該当があれば評価する。
	建設業労働災害防止協会への 加入状況	全ての構成員を評価する。
	特定施策への取組状況	代表構成員及び他の構成員のうち、いずれかに 該当があれば評価する。

4 総合評価競争入札の手続きの流れ

本市の総合評価競争入札における手続きについては、次のように行われます。



5 総合評価審査委員会等

地方自治法施行令等の規定により、総合評価競争入札の落札者決定基準を定めようとするとき、及び落札者決定基準についての意見聴取において、開札後に改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の当該落札者を決定しようとするときは、あらかじめ2人以上の「学識経験者」に意見を聴くこととされています。

本市では、総合評価対象工事等の認定、落札者決定基準及び落札者の決定の適否を審査するために、藤沢市公共工事等総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置して、意見聴取において確認された学識経験者からの意見を反映させます。

(1) 審査委員会の組織等

審査委員会は、本市職員(財務部長、計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長及び下水道部長)によって構成され、総合評価競争入札に関する事項を審査しています。学識経験者を総合評価専門審査員として、その意見を聴いたうえで決定の適否等を判定します。

本委員会での審査事項

- ・対象工事の認定
- ・落札決定基準
- ・落札者の決定の適否

(2) 学識経験者からの意見聴取

審査委員会は、次に掲げるいずれかの方法により、学識経験者から意見を聴取します。

①会議形式

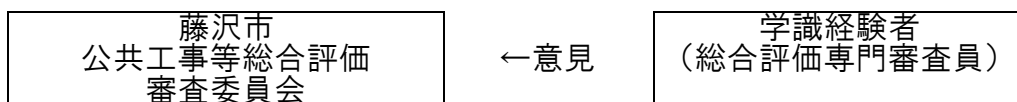
学識経験者が審査委員会の会議に出席することにより意見を聴取します。

②面談聴取

学識経験者との面談により意見を聴取します。

③書面收受

学識経験者から意見を記した書面(電子データを含む。)を郵便、電子メールその他の手段により收受します。



6 技術的要素の担保

総合評価競争入札においては、落札者が提示した技術的要素はすべて契約内容となるため、その内容(以下「契約性能等」という。)が履行できなかった場合のペナルティー措置をあらかじめ定めます。

- (1) 契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合
契約性能等についての履行義務は、工事等の完成後においても引き続き存続します。
- (2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が困難である場合
工事成績評定点の減点(評価項目毎に3点減点、最大11点減点)措置を行います。ただし、契約性能等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、指名停止、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行います。
- (3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が可能な場合
再度の施工を要するとともに、工事成績評定点の減点(評価項目毎に1点減点、最大8点減点)措置を行います

7 総合評価競争入札に関わる事項の公表

総合評価競争入札における手続きの透明性・公平性を確保するために、入札公告により落札者決定基準等を明らかにし、落札結果とともに評価内容を公表します。

- (1) 入札公告により明示するもの
 - ① 総合評価競争入札を適用すること
 - ② 入札参加資格要件
 - ③ 技術資料の内容、提出期限及び提出方法等
 - ④ 落札者決定基準等(評価項目、配点、欠格要件等)
 - ⑤ 技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
 - ⑥ 苦情申し立てに関する事
 - (2) 落札結果とともに公表するもの
 - ① 入札参加者
 - ② 予定価格及び入札価格
 - ③ 加算点の内訳、技術評価点
 - ④ 評価値
 - ⑤ 無効・失格であった場合の理由
- ※ 予定価格及び価格による失格基準(失格基準価格)については、開札後速やかに公表します。ただし、調査等が必要な場合は当該調査終了後の公表となります。

8 関係資料

藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領

藤沢市公共工事等総合評価審査委員会要領

9 試行に係る主な見直し経過等

◆令和6年度の施行に係る主な検討事項

(1) 落札候補者の決定方法の見直し

更なるダンピング受注の防止に資するため、低入札の抑制を目的として、藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領を改正し、入札価格が調査基準価格を下回る場合について、入札価格を調査基準価格に置き換えて評価値を算出するよう変更します。

◆令和4年度の施行に係る主な検討事項

(1) 「特定建設業工事共同企業体として参加する場合の評価対象」の追加

特定建設業工事共同企業体として入札参加する際、適正な評価ができるよう、「特定建設業工事共同企業体の評価対象一覧」を表で定めるものです。

◆令和3年度の施行に係る主な検討事項

(1) 評価種別「企業の技術的能力」、「配置予定技術者の技術的能力」の配点等の変更

特別簡易型及び簡易型について、評価種別「企業の技術的能力」の評価項目「過去5年間の同種工事の施工実績」の配点を『1～4』から『2』、「過去5年間及び本年度の優良建設工事表彰の受賞実績」を選択から必須にし、配点を『1～4』から『2』、評価種別「配置予定技術者の技術的能力」の「過去5年間の同種工事の施工経験」「取得資格」「配置予定技術者の工事成績最高評点」を必須(1項目以上)からそれぞれ必須、選択、必須にし、配点を『1～4』を『4』、『1～2』を『2』、『1～4』を『4』にそれぞれ変更し、点数配分の見直しを行うものです。

(2) 企業の技術的能力の評価項目及び配点を変更

企業の技術的能力の「過去5年間及び本年度に検査完了した同種工事の成績評点」を「過去3年間に検査完了した同種工事の平均評点」に、特別簡易型及び簡易型について配点を『1～4』から『4』に変更することで、より正確な企業の技術的能力を評点するものです。

(3) 評価種別「災害時等の地域貢献」の配点を変更

評価種別「災害時等の地域貢献」の配点を『1』から『1～2』に変更することで、災害に対する地域への貢献をより評価するものです。

(4) 評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目を追加

藤沢市消防団協力事業所表示制度への登録を評価項目に追加します。消防団に積極的に協力している事業所について加算点として評価します。

◆令和2年度の施行に係る主な検討事項

- (1)評価種別「配置予定技術者の技術的能力」の項目を選択から必須に変更
評価項目「過去5年間の同種工事の施工経験」、「取得資格」及び「配置予定技術者の工事成績最高評点」の配点を特別簡易型は1項目以上、簡易型、標準型は2項目以上を必須とすることで、技術者個人の技術的能力や意欲の向上を図るものです。
- (2)評価種別「積算上の品質確保」の配点を変更
調査基準価格、失格基準価格の見直しを考慮し、評価種別「積算上の品質確保」の配点上限を『1～8』から『1～4』に変更するものです。
- (3)評価種別「企業の社会性・信頼性」の項目における配点を変更
評価項目「災害時等の地域貢献」の配点を『1～2』から『1』に変更し、評価項目「特定施策への取組状況」の配点を『1～8』から特別簡易型『1～2』、簡易型『1～4』、標準型『1～6』に変更し、工事の難易度に応じた点数配分に見直しを行うものです。

◆平成 31 年度の試行に係る主な検討事項

- (1)評価種別「企業の技術的能力」の項目における配点を変更
評価項目「過去5年間の同種工事の施工実績」の配点を『1～2』から『1～4』に変更することで、会社全体の技術的能力についてより一層の向上を図るものです。
- (2)評価種別「配置予定技術者の技術的能力」の項目における配点を変更
評価項目「過去5年間の同種工事の施工経験」及び「配置予定技術者の工事成績最高評点」の配点を『1～2』から『1～4』に変更し、加算点の合計における技術者評価の割合を高めることで、技術者個人の技術的能力や意欲の向上を図るものです。

◆平成 30 年度の試行に係る主な検討事項

- (1)最低制限価格の適用廃止
藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領を改正し、一部試行的に適用していた最低制限価格を廃止して、全ての案件で、「調査基準価格」及び「失格基準価格」での適用とします。なお、総合評価における低入札価格調査について、入札業者の事務軽減を図った調査方法を検討し試行いたします。
- (2)評価種別「積算上の品質確保」の評価項目を追加
工事の品質向上を図るため、「積算上の品質確保」の評価種別を新たに設け、調査基準価格以上の積算に対して、加算点として評価します。
- (3)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目を追加
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出実績を評価項目に追加します。一般事業主行動計画を策定して、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備を行い、従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業について加算点として評価します。

◆平成29年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「特定施策への取組状況」の評価項目を追加

女性技術者の採用、女性技術者の育成を評価項目に追加します。女性技術者の活躍の場を提供する社会貢献意識の高い企業について加算点として評価します。

◆平成28年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目を追加

交通安全推進団体等への加入状況を評価項目に追加します。本市においては、交通事故を防止するため交通安全に対する意識を高める活動を行っています。企業として安全運転管理の向上を図り、地域の交通安全活動に参加するなど交通事故防止に積極的に取り組み、社会貢献に対する意識の高い企業について加算点として評価します。

◆平成27年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目を追加

協力雇用主制度への登録状況を評価項目に追加します。保護観察対象者等の再犯や再非行を防止するには、安定した仕事につき責任ある社会生活を送ることが重要です。その事情を理解した上で対象者を雇用し、改善更生に協力するなど社会への貢献意識の高い企業について、加算点として評価します。

◆平成26年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目(例)を追加

事業継続計画(BCP)の策定等を評価項目に追加します。大規模地震発生が危惧されるなか、東日本大震災後を見ても建設業が災害発生時において重要な役目を負うことが予想されます。事業継続への取り組みにおいて、意識の高い企業について加算点として評価します。

【特定施策への取組状況の評価項目(追加例)】

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の取得 等

◆平成25年度の試行に係る主な検討事項

(1)調査基準価格及び失格基準価格の適用

藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領を改正し、本年試行案件の内、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」の適用対象となる案件を取り入れ、総合評価競争入札における価格及び品質確保の目的に沿った入札を試行いたします。

また、総合評価における低入札価格調査について、入札業者の事務軽減を図った調査方法を検討し試行いたします。

(2)配置予定技術者の登録緩和

配置予定技術者の提出が必要な入札において、複数の配置予定技術者を申請可能とする案件を試行いたします。複数人登録をした場合は、登録者の中で評価点が一番低い者を加算点として評価いたします。

◆平成24年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「企業の技術的能力」の項目を変更

「企業の技術的能力」に関する評価項目の過去の成績評定に関する項目を「過去5年間及び本年度に検査完了した同種工事の成績評定」に変更します。また、評価値について見直しを図り、より一層の技術的能力の促進を図るものです。

(2)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目(例)を追加

「全国健康保険協会管掌健康保険もしくは組合管掌健康保険への加入実績」及び「厚生年金保険への加入実績」を追加し企業の社会的責任(CSR)を求めため、地域が要望する特定の施策への企業の取組状況を選択評価することにより、地域社会貢献度の高い企業からの調達の促進を図るものです。

◆平成23年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価種別「企業の技術的能力」に新規項目を追加

「配置予定技術者の技術的能力」に関する評価項目に「配置予定技術者の工事成績最高評点」を加えて、技術者個人の技術的能力の向上意欲を高め、ひいては工事全体の完成度の向上を図るものです。

(2)評価種別「特定施策への取組状況」に評価項目(例)を追加

「30才未満の技術者の採用」及び「30才未満の技術者の育成」を追加し、地域社会貢献度の高い企業からの調達の促進を図るものです。

◆平成22年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価項目の「企業の技術的能力」を変更

「過去2年間の同種工事の成績評定」を「過去2年間及び本年度に検査完了した同種工事の成績評定」、「過去5年間の優良建設工事表彰の受賞実績」を「過去5年間及び本年度の優良建設工事表彰の受賞実績」とすることにより、過去に加算される評価点が無い企業についても、本年度の努力次第で加点がされるように変更し、技術的能力を高める意識付けを図るものです。

◆平成21年度の試行に係る主な検討事項

(1)評価項目に「特定施策への取組状況」を追加

「企業の社会性・信頼性」に関する評価項目に「特定施策への取組状況」を加えて、企業の社会的責任(CSR)を求めため、地域が要望する特定の施策への企業の取組状況を選択評価することにより、地域社会貢献度の高い企業からの調達の促進を図るものです。

【特定施策への取組状況の評価項目(追加例)】

「障がい者雇用の状況(障がい者雇用の有無)」

「高年齢者継続雇用制度の状況(高年齢者継続雇用制度の有無)」

◆平成 20 年度の試行に係る主な見直し事項等

(1)評価項目に「特定施策への取組状況」を追加

「企業の社会性・信頼性」に関する評価項目に「特定施策への取組状況」を加えて、企業の社会的責任(CSR)を求めするため、地域が要望する特定の施策への企業の取組状況を選択評価することにより、地域社会貢献度の高い企業からの調達を促進を図るものです。

【特定施策への取組状況の評価項目(例)】

「環境負荷への配慮(ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得)」

(2)学識経験者からの意見聴取に関する手続きの簡素化

地方自治法施行令の改正に併せて、学識経験者からの意見聴取については、「落札者決定基準を定めようとするとき」、及び「落札者決定基準についての意見聴取において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の当該落札者を決定しようとするとき」とし、事務手続きの簡素化及び落札決定までの期間短縮を図るものです。

また、学識経験者を「総合評価専門審査員」として位置付け、総合評価審査委員会の機関とすることにより、意見聴取の円滑化及び効率化を図るものです。

【意見聴取を要する事項】

[改正前]総合評価競争入札の適否、落札者決定基準、落札者の決定

[改正後]落札者決定基準、落札者の決定(意見聴取を要する場合に限る。)

(3)失格者判定要素公表時期の早期化

試行入札参加者から「入札価格による失格者の公表までの期間短縮」を多数要望されたことにより、予定価格及び価格による失格基準(最低制限価格)を「開札後速やかに公表」することとし、入札者が自己の入札価格に基づいて失格かどうかを判断できる時期を早期化して改善を図るものです。

【予定価格及び価格による失格基準(最低制限価格)の公表時期】

[改正前]落札者の決定後(平成 19 年度試行案件では公告後6週間後)

[改正後]入札書の開札後(平成 19 年度試行案件では公告後3週間後)

以 上